

文明の名づけ方 —中華とその周辺—

茂木 敏夫

What is Civilized Name in China and its Peripheries?

MOTEGI Toshio

はじめに

東アジアにおいて、中国周辺民族の名前、あるいは名づけについて考えるにあたり、そこに中心たる中国の側から、周辺にも目配りしつつ、何らかの視点を提示することが、本稿に課せられた課題である。

ただし、筆者はこれまで名前に関わる研究をしてきたわけではない。中国、そして中国とその周辺において秩序がどう構築され、それがいかなる理念によって語られてきたか、その語りと実態との間にはどのような相互作用があるのか、それが近代にどのように変容したのか等々、中国とその周辺における秩序形成とその論理について、ささやかな考察をしてきたに過ぎない¹⁾。とはいえ、そのような関心からみても、この地域の中国王朝と周辺諸民族・諸社会とが接触する場において、名づけに関わる問題は、例えば、辺疆の非漢族社会の有力者が中国王朝から中国風の姓を与えられることによって、土司に任ぜられて王朝権力の末端に組み込まれたように²⁾、中国王朝を中心とする、いわゆる中華世界の秩序形成に少なからず関わりをもっていることがわかる。また、明治政府が西洋列強に伍して文明国家をつくるために進めた近代的制度の構築のなかで、徴兵や徴税のために個人を特定して掌握する必要から、それまでの命名法を改変し、その命名法が今日まで連続しているように、この地域が近代国家に

1) 本稿と関連するものとして、茂木敏夫「東アジアにおける地域秩序形成の論理——朝貢・冊封体制の成立と変容」辛島昇・高山博編『地域の世界史』第3巻「地域の成り立ち」山川出版社、2000年、「中国王朝国家の秩序とその近代」『理想』第682号、2009年、「中華世界秩序論の新段階」『東京女子大学紀要 論集』第65巻1号、2014年を挙げておく。

2) 土司については、龔蔭『中国土司制度』雲南民族出版社、1992年などを参照。

再編されるなかで、名づけに関わる問題は、その重要な一齣でもあったことがわかる³⁾。そこで、東アジアにおける前近代の秩序とその近代における再編についての、筆者のこれまでの研究を踏まえて、東アジアにおける秩序について、名づけという観点から改めてその特徴を考察することを試みたい。それによって、本特集の諸論考と併せて、名づけを問うことの可能性が開けてくるだろう。

その際、辺疆で中国風の姓を下賜されて中国王朝の末端に組み込まれたことは、中華の文明の列に数えられたことを意味するものであったし、明治日本の名前に関する制度の改変も、文明国を建設するための一連の政策のひとつとして進められたわけで、こうした名づけに関わる行為が、往々にして文明の名のもとに行なわれたことには注意する必要があるだろう。

なお、本稿での考察は、上述の構想のもとに、これまでの研究成果やよく知られた史料、史実を整理したものに過ぎず、史料や史実の発掘という点では特に新たなものではないことをあらかじめ断っておく。

1 名づけの権力構造

名前について考える際に、中国や東アジアに関わるものではないが、印象深いエピソードがある。それは、アメリカ研究者斎藤眞を追悼する文集に収録された松岡泰の文章の一節で、ありし日の斎藤を、次のように偲んでいる。

(斎藤眞)先生は講演ではキング牧師の話をされましたが、まずはマーチン・ルーサー・キング牧師の名前に注目され、「これは、アメリカの黒人の一つの典型的な名前です。なぜなら、名前が大きさだからです」と紹介されました。ご承知の通り、マーチン・ルーサーはドイツの宗教改革者マルティン・ルターですし、キングは王様を意味しますので、なるほど、きわめて大袈裟な名前です。日本風にいえば、さしずめ日蓮とか親鸞とか仏陀を自分の名前につけているようなものです。長い間奴隷として扱われてきたアメリカの黒人は正式には名字や名前を持っておらず、いざ名前を

3) 上野和男「名前と社会をめぐる基本的諸問題」上野和男・森謙二編『名前と社会——名づけの家族史』(シリーズ比較家族学第Ⅱ期3)早稲田大学出版部、1994年。名づけに関わる問題において近代国家への再編が画期となることについては、本特集所収の松岡格論文が台湾原住民に即して考察している。また、この問題は東アジアに限定されるものではない。本特集の佐藤勘治論文によれば、旧スペイン領非スペイン系住民を、19世紀末～20世紀初に国民化するプロセスにおいても、同様の動きがあったことがわかる。

つける段になると、当時としては黒人教会の演説で聞いた名前しか、おそらく思いつかなかったのでしょう⁴⁾。

白人の主導する社会において、劣等とされて周辺に置かれた黒人は、白人中心の言語空間を周辺から眺め、そこに流通している彼ら白人の言葉から名前を選ばなければならなかった。そのため細やかなニュアンスのある名辞には意が及ばず、いきおい「きわめて大袈裟な名前」になってしまう。名づけの背後に存在する権力構造の不均衡を、鋭く、しかし暖かい眼差しで指摘したエピソードである。

その一方で、従属的ではあるものの、白人優位の社会において意味をもつ記号を獲得することによって、劣位ではあるが、その存在は認知され、かろうじて社会にアクセスすることが可能になったことも確かである。狭いながらも、わずかに開かれた活路にすがろうとする黒人の苦肉の戦略を、そこに見ることもできるだろう⁵⁾。

名づけをめぐるのは、このような権力関係は無視できない。中国とその周辺の華夷秩序では、文明の優劣を基準とした上下関係が構想されていたわけで、そこでは、古くは日本から唐に渡った阿倍仲麻呂が中国名晁衡（朝衡とも）を称してそのまま唐の官僚になったように、民族や出身を問わず、中国文明を受け入れたか否かが問われていたのであり、これは、アメリカのような人種による優劣とは本来異なるものであった。しかし、状況次第で、この華夷の弁別は、華を漢に固定し、漢以外の諸民族をすべて夷と劣等視してしまうような民族的差別に転化してしまうことがしばしば起こった。19世紀末以来の反満洲による清朝打倒運動は、本来中華であるはずの漢が、夷狄として劣等視すべき存在だった満洲に支配されているという、華夷の別を民族的差異に固定化して考える立場からの、あるべき権力関係が顛倒している（と彼らが考える）現状に対する不満が、そのエネルギーとなっていた。こうした漢と非漢とを上下の関係で考える思考様式は、皮膚の色で優劣を考える近代の人種主義とよく似た思考様式であり、両者は互いに親和的でもあった。また、文明化の程度にもとづく階

4) 松岡泰「二～三のエピソード」『斎藤眞先生追悼集 こまが廻り出した』斎藤眞先生追悼集刊行委員会、2011年、201-202頁。

5) これに類似する事例として、旧スペイン植民地において、非主流が主流社会から便宜を得たり、そこに異議申立てをしたりする際には、主流社会の名前を必要としたことが、本特集の佐藤論文において指摘されている。

層的関係という点では、中華の文明主義は、文明、半開、未開という構図で植民地や不平等条約を正当化していった西洋近代の文明主義ともよく似た思考様式だった。こうして中華による伝統的秩序は近代と出会うことにより、近代の文明主義や人種主義と絡み合い、複雑な様相を呈することになった。以下、その多様な様相を、名づけという点から整理してみたい。

2 華夷の会う場で

伝統中国の文明（中華）が辺疆において非中国の社会と接触する際、どのようにこれを組み込んだり、どのように境界を構築して交渉（あるいは没交渉）を維持したりするか、その際、それぞれが自己と他者とをどのように見ていたかを考えることによって、この地域の秩序形成の特徴が浮き彫りになってくるだろう。中国の側からと非中国の側からと、それぞれの論理を考えたい。

(1) 中華からのまなざし

中国社会は父系の血縁、つまり父系出自を原則としてきた社会である。人々はそれぞれ、自分が社会のなかでどの父系出自にあたるか、その父系出自のどこにいるかを確認することによって、社会における自らの位置を確認するのである。その際、父系の出自を示すのが姓であり、同じ父系出自のなかで始祖から第何代の世代にあたるか、その世代における長幼の序でどこに位置づけられるかを明確にして、個人の位置を示すのが名である。

中国の側から非中国の社会集団に出会った場合、このような父系出自による親族関係をまとめて明示する姓の有無や、服装、婚儀、葬儀などにおける中国的礼制との異同などが、文明であるか否かを判断する重要な基準となった。中華の担い手である伝統中国の士大夫や近代の知識人が辺疆民族の社会に出会った際には、これらの基準に照らして、その社会の特徴を理解するのが常だった。したがって、今日われわれが目にする辺疆民族に関する史料はパターン化しており、その多くがこれらの基準に照らして記述されている。

清代、道光・咸豊年間に地方官を歴任した羅繞典は、1844年3月（道光24）から1849年5月（道光29）まで貴州布政使（1848年10月からは署貴州巡撫を兼任）、1852年11月（咸豊2）から翌年まで雲貴総督をつとめ、貴州布政使在任中に貴州省内の地理や社会、文化状況についてまとめた『黔南職方紀略』⁶⁾を編纂した（序には道光27年12月の日付がある）。その書は全9巻からなり、まず貴州省内の直接統治の及んでいる各府、州、庁の概況をまとめたうえで（巻

1～6)、間接統治の領域について述べており、巻7、8でその統治を委ねられた各土司の由来について述べたうえで、末尾の巻9は「苗蛮」と題して、教化の及んでいない辺疆民族について、それぞれその特徴を叙述している。

「おおよそ貴州にある苗種は52になる」が、衣服の違いによって主要な5種族、すなわち「白苗」、「花苗」、「青苗」、「黒苗」、「紅苗」に大別され、さらに居住地地域などにより多種に細別されるという。ひとつひとつその呼称が列挙されたうえで、それぞれの風俗の特徴が簡単に説明されている。そのなかで中国風の漢字姓についても言及されていることが少なくない。例えば、「紅苗」については、

安化（府）、銅仁（府）、銅仁県、松桃（庁）、遵義（府）にいる。衣服は彩糸でつくり、家畜は殺してから焼いて毛をとり、少し煮て血のついたまま食べる。毎年正月寅の日には、夫婦で寝室を別にして、言葉を交わさず、部屋に籠って悪霊を避ける。これを犯すと虎に襲われるという。血気盛んで鬭争を好む。銅仁（府）、遵義（府）には、石、麻、田、龍などの姓がある。

また「けものへん」を付して表記された「狻猊」については、

定番（府）、都勻（府）、石阡（府）、施秉（府）、龍泉（府）、黎平（府）にいる。住居は荊で壁をつくり、泥壁を塗らない。戸には施錠せず、出入りするときには泥を塗って塞いでいる。服飾は漢人と同じである。家族の人数に応じて（割り当てられた分だけ）男子は耕作し、婦人は布を織る。婚姻にあたっては牛馬を贈って結納とし、葬礼のときには牛馬を屠って祭る。楊、龍、張、石、歐などの姓がある。

と、衣食住や婚礼、葬礼の特徴を、漢の中国的習俗との異同という点から記述し、さらに中国風の漢字姓の存在についても言及している。一方、平越直隸州や都勻府麻哈州に居住する「東苗」については、そこには「姓のない種族がある」と述べている。

6) 羅繞典修『黔南職方紀略』、『近代中国史料叢刊』第57輯。また、杜文鐸等点校『黔南識略・黔南職方紀略』貴州人民出版社、1992年の評点を参考にした。なお、この評点本は「少数民族に対する侮蔑的な文字があるので、民族の団結に利するために」改められている箇所があり（点校凡例、7頁）、注意が必要である。

漢の中国的習俗を基準とし、中国風であるか否かという観点からその社会を理解しようとし、中国的習俗に近いものを文明と考えるわけであるが、中国風の漢字姓の有無はその重要な指標となっていることがうかがえる。その結果、本特集所収の曾有欽論文で考察された台湾パイワン族のような、中国風の姓をもたない種族は、清朝の台湾統治においては「生番」と呼ばれて（「番」は「蛮」や「蕃」に同じ）、文明による教化の外、すなわち「化外」に放置され、皇帝による統治の恩恵に浴し得ない存在とされたのだった。

(2) 中華を受容する戦略

では、中華の側から文明の有無を叙述されていた諸民族の側は、そのような中華のまなざしに対して、どのような姿勢でこれと対峙していたのであろうか。先行研究に学びながら、その特徴を考えたい。

i) ヤオ族の命名法

まず、「漢字のシステムを積極的に自文化に導入し、漢族との地理的かつ社会的な距離を接近させ、生活の次元においても漢族との共生関係を保ち得た」⁷⁾とされるヤオ族について、竹村卓二の研究から、いくつかその特徴に注目したい⁸⁾。

ヤオ族の命名法は「形式的に漢族のそれを踏襲する」ものであり、「ヤオ族のある個人にとって、彼の社会的地位を第一義的に規定する基準は、系譜上の位置であり、その指標が姓と名であることは漢民族と完全に軌を一にする」という。その姓は、神話時代に中国の支配者から賜姓された6男6女の同胞、計12人の始祖の姓「盤」「黄」「李」「胡」「鄧」「趙」「馮」「沈」「包」「周」「唐」「雷」、合わせて「十二姓」に由来するとされる。この「十二姓」に由来する集団として、彼らはヤオ族としての共同性を確認しつつ、これを他の諸民族との差異の象徴としているという。また、このような漢字姓があることによって、中国に

7) 竹村卓二の研究を整理した谷口裕久の言による（谷口「『モン・ミャオ』における移住と文化社会戦略」塚田誠之編『民族の移動と文化の動態——中国周縁地域の歴史と現在』風響社、2003年、135-136頁）。

8) 竹村卓二「ヤオ族の姓と命名法」『国立民族学博物館研究報告』1巻4号、1976年、『ヤオ族の歴史と文化——華南・東南アジア山地民族の社会人類学的研究』弘文堂、1981年、『ヤオ族の〈家先単〉とその運用』竹村編『儀礼・民族・境界——華南諸民族「漢化」の諸相』風響社、1994年、などを、本稿の関心に即して整理した。

対しても一定の文明化をアピールすることができたと思われる。

その一方で、ヤオ族にはもうひとつの姓、「亜姓」があり、それによってヤオ族社会内部の基本的秩序が構築されている。中国の文明標準にかなう外向けの「本姓」と、ヤオ族社会内部を律するヤオ族特有の「亜姓」と、姓の二重構造を維持することで、中国世界にその存在を認知させつつ、それに呑み込まれてしまうことなく、自己の社会を維持することに成功したのである。

ii) 琉球の唐名

琉球王国は、明朝の詔諭に応ずることによって1372年以来、近代にいたるまで、中国王朝との間で朝貢・冊封関係を続けた。琉球から中国へ渡る使節は、中国風の姓名を使うことで、中華の正しい秩序に列するに値する文明であることをアピールした。一般に琉球の士族は、日本と同じように領地の地名に由来する名字による日本風の名前と、中国的な姓と輩行字による唐名とをもっており、さらに琉球古来の名づけ方による童名も使われていて、琉球には3種類の名前のシステムがあったといわれている⁹⁾。

しかし、実際のところ、中国風の名前が士族の間に広まったのは、近世になってからであった。「閩人三十六姓」と称される中国からの渡来人が担っていた朝貢関係にともなう貿易は、16世紀後半には衰退を始め、それによって渡来人の集住する久米村も衰退してしまった。1609年の島津の侵攻以後、琉球を通じての中国貿易をねらう島津の意向を受けて、王府は久米村以外の中国語に堪能な士族を久米村籍に編入したり、漂流中国人や日本人も編入したりして久米村の再興をはかることになった¹⁰⁾。こうして中国との関係を構築するために、中国風の姓名が渡来人以外にも拡大することになった。

また、島津の支配が進むなか、近世の琉球では、新たな価値観として儒教イデオロギーが導入され、風水思想をはじめとした中国文化が積極的に受容されるようになり、琉球社会は中国化していったといわれている¹¹⁾。その背景には、新たに中国大陸を制した清朝が朝貢貿易を縮小させる動きをみせたことに対して、中華の文明を受容したことをアピールして、その回避をはかろうとしたこ

9) 上野和男、前掲論文、17-19頁。琉球の名前については、本特集の飯島一彦論文も参照。

10) 田名真之「久米村の歴史——古琉球から近世まで」『久米村（クニダ）——琉球と中国の架け橋』沖縄県立博物館・美術館、2014年。

11) 赤嶺守『琉球王国——東アジアのコナーストーン』講談社選書、2004年、豊見山和行『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、2004年。

と、また、島津の支配を通じて日本の影響が過度に及んでこないように、バランスをとるために対抗価値として中国をもち出したこと、などがあると説明されている。中国風の姓名が士族一般に広まったのは、このような動きのなかの一齣だった。この時期の琉球にとって唐名は、中国にアクセスするため、あるいは日本に呑み込まれないために、それぞれの関係を濃くしたり、淡くしたりする境界維持装置でもあったことがわかる。

iii) 雲南干崖土司、刀安仁

辺疆の非漢族社会にあって、その君長が自ら中華の文明を受容して文明世界との関係を維持しつつ、それによって自らの君臨する社会に対する指導性を確保する動きについて、雲南省南西部の干崖（現在の雲南省徳宏傣族景頗族自治州盈江県）において、「擺夷」、「白夷」などと表記され、「バイイー」と呼ばれたタイ族の社会を治めていた土司、刀安仁についてここで触れてみたい¹²⁾。

刀安仁は1872年に干崖宣撫使の家系に生まれ、漢語教育を受けて育ち、1891年には宣撫使を世襲した。当時、この地域には、ビルマを植民地にしたイギリスの勢力が及んできていた。彼はそれに対抗できる強い中国を模索するなかで、革命家秦力山の知遇を得てその支援により、ビルマ経由で1906年日本に留学、同年東京で同盟会に入会して、革命運動に身を投じるようになった。1908年には故郷の雲南干崖に戻り、地域の近代化につとめつつ、武装蜂起も試みた。辛亥革命後には、漢とタイとの民族間対立の疑念から捕えられたこともあり、1941年没した。

刀安仁は東京では宮崎滔天一家の向かいに居住し、一家と親しくしていた。ちょうど神経衰弱のための入院治療を終えて宮崎家に逗留し始めた同盟会の宋教仁が、1906年11月10日、滔天の妻槌子との会話のなかで刀のことを知るにおよび、翌日、二人はしばらく語り合うことになった。その模様は『宋教仁日記』に記されている¹³⁾。

宋教仁から家系について問われると、刀安仁は「先祖は南京上元の人であり、明初の將軍沐英に従い雲南に遠征した。そのまま干崖宣撫使を命ぜられ、代々

12) 徳宏傣族景頗族自治州の地域的特徴については、本特集の小島敬裕論文を、また、刀安仁については、曹成章『民主革命先駆者刀安仁』中国社会科学出版社、2010年、横山廣子「少数民族の政治とディスコース」『岩波講座文化人類学』第5巻「民族の生成と論理」岩波書店、1997年などを参照。

13) 『宋教仁日記』湖南人民出版社、1980年、292-293頁。

世襲して今に至るまで変わらずにいる」と答えている。干崖宣撫使を命じられたときに、皇帝から「刀」姓を賜与されたため、それまでの「郗」姓に代えて「刀」姓を名乗るようになったという。つまり、刀安仁自身は、自らの出自を漢人につながるものとして認識していたわけである。これは、ヤオ族が「十二姓」によって、中華の文明世界とつながる意識を保持していたのと類似している。

一方で、管轄地域に居住する民について問われると、刀安仁はこう答えている。

（管轄）地域の民智はまったく未開である。住民は土着の者ばかりなので、漢人はこれを白夷と呼んでいる。その言語、文字、風俗はみな漢人と異なっている。漢人は彼らと往来や交際をほとんどしないで、皆これを夷人と見なしている。だから今になっても未だに開化しないのだ。その人種の起源を遡ると、おおよそインドやチベットから来たようである。

彼が自らを漢人の文明の側において語っていることは明らかである。文明を体現した漢人知識人宋教仁との会話では、このように自らを漢人の文明の側に置くことで、刀安仁の思考もバランスがとれたのかもしれない。このような姿勢によって、土司という辺疆の地域エリートとしての地位を固めることになったのであろう¹⁴⁾。漢人の文明世界に連なることを地域社会において具体的に誇示

14) この30年ほど後、1930年冬に雲南省政府主席龍雲の提案により、1930年代から1940年代初に編纂された『統雲南通志長編』では、この地域における「擺夷」と表記されるタイ族の社会について、こう記述している。

「庶民の間ではみな一夫一婦制だが、土司には妾を置く者もいる。また官民の間に通婚はなく、土司はただ土司とのみ婚姻を結ぶ。土司どうしの婚礼は漢人とはほぼ同じである。庶民は男女交際に極めて自由なので、その婚姻は男女本人どうしで決める。嫁取りのときになると、双方の家長が心から願うのであれば、新郎は自ら新婦の家に出迎えに行かねばならない。双方の家長が承認しない場合、あるいはどちらか一方が厳しい要求を出してきた場合、新郎側が大勢人を集めて新婦を奪いとってしまうことがよくある。ときには正当な理由がなくても嫁を略取する挙におよぶことがあるのは、そのような習俗のためであろう。」（雲南省地方志編纂委員会辦公室編『統雲南通志長編』雲南民族出版社、2010年、下冊、134頁）

土司は漢人の側に立つことで文明をアピールし、略奪結婚の風習を存するタイ社会との差異を鮮明にしようとしているようであり、宋教仁と語る刀安仁の姿勢に通じるものがある。文明の知識人たる『通志』編纂者の筆致は、そのような土司の姿勢を歓迎しているかのようである。とはいえ、土司である以上、タイ語で語られる生活空間もあったはずである。漢語で叙述される場においては、漢とつながる部分に光が当てられるため、このような叙述になると理解すべきだろう。

することは、地域に居住するタイ族社会に対する権威を構築することにもなったに違いない。背後には中国王朝という、文明を擁する、強大な後ろ盾があるのである。

一方で、横山廣子が指摘するように¹⁵⁾、刀はタイ語で詩を詠じるなど、タイ語で自己の語りを残している。辺疆の地域エリートであるには、文明に連なる中華の一員として中央からの承認と支持を獲得する必要がある。しかし、地域のエリートである以上、タイ語の流通する地域社会からも尊敬や支持を獲得しなければならない。それには、地域社会から遊離するわけにはいかない。タイと中国とふたつのカードを併用し、必要に応じて使い分けることで、自己の存在を意義あるものと主張していたのである。

3 近代との出会い

中華の文明とその周辺諸社会・諸民族は19世紀以来、相前後して西洋近代の文明に出会うことになり、西洋を優位とする不均衡な構造に組み込まれていった。そのなかで中国と周辺とがどのような道をたどったか、名づけに関わる点から考えてみたい。

(1) 中華を通じて近代へ

ふたたび刀安仁である。横山廣子が注目するように¹⁶⁾、彼は日本留学に同行していた刀安文とともに、東京で同盟会に入会する際に、「刀」姓ではなく、「郗」姓を用いて登録していた。「刀」姓は明朝皇帝より賜った姓であり、それ以前の「郗」姓を登録したわけである。

横山が指摘するように、同盟会の仲間の間では「郗」姓で通っていたが、その一方で宮崎滔天夫妻に対しては「刀」姓でやりとりしていたようである。つまり、「驅除韃虜、恢復中華」を掲げ、満洲による漢族支配を排除して中華を回復することをめざす、漢族主義が濃厚な同盟会の会員とはわざわざ「郗」姓でやりとりし、漢族ではない宮崎夫妻とは本来の「刀」姓で付き合っていたことになる。

これについては、「刀」は皇帝よりの賜姓であり、光栄ある家系を示すものではあるが、しかし、皮肉なことに、この姓は漢人に一般的な姓ではないこと

15) 横山廣子、前掲論文、171-173頁。

16) 横山廣子、前掲論文、173-174頁。

により、辺境の「土人」の首長としての「土司」を刻印する。それに対し「鄰」は、それほどありふれてはいないが「百家姓」にも入っている漢姓である」という横山の解説が適当だろう。

この背景には、同盟会に共有されていた強い漢族主義があるに違いない。近代的な改革を排満革命によって実現しようとする知識人の間では、彼らの漢族優越主義が近代の文明主義や人種主義と共鳴してしまうことがあった。それは、刀安仁が同盟会に入会する3年前の1903年、大阪で開催された第5回内国勸業博覧会において起こった、いわゆる人類館事件によくあらわれている。

これは、博覧会に設置された学術人類館で、日本に近接するアジアの諸民族「北海道の蝦夷、台湾の生蕃、琉球、朝鮮、支那、印度、爪哇」の民を連れて来て、その日常生活の振る舞いを実演させて観客に見せるという民間の企画をめぐる、中国が展示される側に位置づけられたことに、中国人留学生が強く反発して抗議行動を起こした事件である¹⁷⁾。

この企画は、彼ら中国留学生には、「支那、朝鮮、琉球、印度、蝦夷、台湾の生蕃、爪哇といった7つの種族の民を養い、そこで会場に来た観衆にその頑悪な風習を実際に演じてみせる」¹⁸⁾ものと受け取られた。「養」とは穀物で家畜を養うこと、つまりこの7種族は家畜同等とみなされたという理解である。

また、「印度と琉球の如きはすでに亡んだ国で、イギリスや日本の奴隷である。朝鮮の如きはロシアと日本の保護国であり、かつては我々の藩属であった。爪哇や蝦夷、台湾の生蕃の如きは世界で最も卑しい人種であり、鹿や豕とほとんどかわらない。我が支那人がいくら賤しいといっても、どうしてこの6種と並べられるのか」と述べているように、独立国と植民地や保護国、さらには鹿や豕、家畜なみの野蛮人というように、彼らは、国家や民族の間に階梯があることは認めている。遅れた種族の民を展示するという行為も特に否定してはいない。中国がそのような劣等種族と同等視されているのを憤っているのである。「養」や「鹿や豕とほとんどかわらない」という爪哇や蝦夷、台湾生蕃についての表現からは、夷狄を禽獣視する華夷観念による形容のパターンを見出すことができる。そのような華夷の枠組で夷とされた台湾生蕃を「世界で最も賤

17) 事件の顛末については、「湖南同郷会による大阪博覧会人類館台湾女性事件の調査」村田雄二郎責任編集『新編原典中国近代思想史』第3冊「民族と国家——辛亥革命」岩波書店、2010年、の翻訳と解題を参照。

18) 「留学界記事」『浙江潮』第2期、1903年、以下、事件に関する引用はこれによる。

しい」と形容する思考からも、伝統的な中華の華夷観念の文明主義が、近代の文明主義による文明と未開の枠組にそのままスライドしていることが理解できる。同盟会に集った革命志向の知識人たちの漢族優越主義も、このような思考様式から自由だったわけではないだろう。

こう考えると、同盟会においてわざわざ「鄒」姓を使用した刀安仁の目指した革命は、漢族による排満革命とは微妙に違ってくるだろう。自らが中華の一員であるという意識が強く、その一方でタイにも帰属意識をもっていた刀にとって、自らが指導するタイ族社会を西洋諸国から守るためにも強い中華を実現する必要があった。西洋列強による辺疆の侵食をみすみす許してしまっている清朝の中華に代わる、強い中華の実現こそが革命の目的だったのであろう。自身が指導するタイ族社会を守るために、それにふさわしい中華の実現に参加する。それは中華を担うのが漢であるか、満洲であるかの問題ではなかったはずである。しかし、現時点でその力量を備えた組織は漢族主義の同盟会を置いてほかにない。宋教仁を含めて、おそらく多くの漢族知識人は気づいていない、この微妙な違いを敏感に感じとりながら、強い中華に参加することによって、近代世界において雲南のタイ族社会を守っていかうとする——そのような複雑な思いが、「鄒」姓の使用にあったのではないだろうか。

(2) 中華を脱して近代へ

雲南のタイ族土司の刀安仁が敢えて中華の枠組に積極的に入っていくことで、近代における生存の道を歩もうとしたのに対して、ほぼ同じ時期に遠く南に山を隔てたタイでは、中国的な姓を排除して、文明の制度として西洋的な家族制度を採用する政策が選択されていた。小泉順子の研究¹⁹⁾により、本稿の関心に即して整理してみたい。

タイでは1913年に「氏命名法」が制定された。それまでタイ人は双系的な家族制で、いわゆる名字をもたなかったのであるが、この法によって、「タイ人の名前はすべて名 (chu tua) と氏称 (chu sakun) から構成されねばならない」と規定された (第3条)。「氏称」とは「父から (息) 子へと継承される氏族 (wongsakun) の称」と定義され (第5条)、従来の双系の慣習にかえて父系が強調されることになった。

19) 小泉順子『歴史叙述とナショナリズム——タイ近代史批判序説』東京大学出版会、2006年。引用は同書、96-97頁。

この法の導入にあたり、「6世王（ワチラーワット王）は、この「氏」（nam sakun）はイギリスなどで使用される「ファミリー・ネーム」にあたり、文明の光を象徴する制度だと述べた」という。新たな父系の氏制度の採用を、「文明の光」として、その正しさを説明しているのである。氏制度と「これまでシヤムで知られていた中国人の「セー」（sae 姓）を明確に弁別し、両者を文明＝野蛮の軸上に序列化して捉える」ことで、中国的な姓を野蛮としてこれを排除し、西洋の「ファミリー・ネーム」を文明として選択することが宣言されたわけである。

「ワチラーワット王によれば、中国人の「姓」（sae）は、スコットランド人の「クラン」（clan）、あるいは英語の「トライブ」（tribe）にあたり、「氏」（sakun）は英語の「ファミリー」（family）にあたった。「姓」のメンバーが必ずしも血縁関係になかったのに対し、「氏」は必ず血のつながった親族でなければならないとされ、この二つは編成原則が異なるものとして定義された。」ここでの「姓」は、海外の華人社会などによく見られる宗親会のことと思われる。これは同姓の者が聚ってつくる団体で、直接的な系譜関係の有無を問わずに同姓どうしでつくられ、特に海外など近親者の少ない地域での華人の互助組織としては有力なものだった。同姓ならば、中華数千年の歴史をたどれば、どこかで関係はあるにちがいないという融通無碍が結合を容易にしたのであるが、ここではその特徴が文明にふさわしくないとして否定されたわけである。

そして、「「姓」は、人々が文明や道徳を知らない時代に、食糧や女性などを争った際、仲間が多い方が有利であるという必要性に応じて生まれたと説明され、自分たちの利益を「チャート」（chat ネーション）の利益に優先させる文明国にふさわしくない時代遅れの慣習だと認識された。」タイを文明国家として近代国家に再編成するため、国家への忠誠を第一と考えるような国民をつくりあげるための政策として、この氏制度は実施されたことがわかる。文明国へという近代の針路を、非中国による西洋化によって進むことを選択したわけである。

（3）近代を通じて中華へ

最後に、近代日本が行なった名づけの政策について論じたい。

近代日本は文明のモデルを中国から西洋に代えることで、西洋近代を受容した。前述のタイの例と同様、脱中国としての文明開化だったが、その成果は、日清、日露の戦争もあって、国際社会においてかなりの説得力をもつこととな

った。

とはいえ、このような西洋近代の主導する文明化だけでは、東アジアにおいて、中国に代わってその主宰者たる地位につくことができたわけではなかった。東アジアには、古代から長い歴史を通じて形成されていた中国王朝を中心とする秩序があり、そこに蓄積されていた歴史や文化などにも無理なく整合するような理念や行為が必要であった。

その重要な行為が冊封である。近代的な主権国家へのステップとして、日本が明治初年におこなった琉球の併合による沖縄県の設置、いわゆる琉球処分は、まず明治天皇が琉球国王を琉球藩王に冊封し、そのうえで廃藩置県によって沖縄県とするものだった。この明治天皇による琉球藩王冊封には、当然、中国皇帝による琉球国王冊封が意識されていた。また、韓国を併合するに際しても、条約による国際法的な取り決めによって、その正当性を国際社会にアピールしただけでなく、明治天皇が大韓皇帝を李王に冊封する手続きをおこなって、その正統性を確保しようとした。その意味で、このふたつの冊封は、近代的改革を東アジアに既に存在していた中華世界の作法に接続させることによって、日本が中国王朝に代わって中華の地位につくことを誇示しようとする行為だったといえる。

こうして歴史に整合させることで奪取した中華であるが、他方、中華として東アジアに君臨し続けるには、中国がこの地域の秩序を主宰していたときよりも、日本が中心になって運営された方がよいということを、つまり中国との違いを、この地域の人々には示さねばならなかった。このような観点から、日本が植民地朝鮮においておこなった名づけの政策、創氏改名について、先行研究を読み直してみたい。

朝鮮の名前は、本貫・姓・名からなる。本貫で始祖の出身地を示し、姓によってその始祖からつながる父系の宗族を示したうえで、その父系の系譜上で個人を特定するのが名である。

併合直後には、朝鮮人が日本人風の名前を名乗ることを禁止して、日本人と朝鮮人とを区別しやすいように、「名前の差異化」をはかる政策がとられ、これがしばらく続いた。しかし、朝鮮総督府は、朝鮮社会に強固に存在する父系出自の血統集団である宗族を、植民地支配に不都合なものと考えていた。天皇を宗家とし、その下に家長に率いられた臣民の家が連なると構想されていた日本の国家・社会体制にとって、強固な宗族への忠誠心が天皇への忠誠心に優先されてしまうことを恐れたのである。こうして、家族制度の日本化がはかられ

ることとなった²⁰⁾。前述の、タイの「氏命名法」の背景に、ネーションへの忠誠を養成する意図があったのとよく似ている。

家族制度の日本化は、日本の社会と同じように、家（同一戸籍の家族集団）をその構成単位とするように改めるもので、その家の称号として「氏」を定めることになった。以下、そのような創氏改名がどのような論理で進められたかに注目したい。

創氏改名の実施を準備しつつある1939年夏、日本語雑誌『朝鮮公論』7月号に「内外地一体化の親族相続法確立」と題する記事が掲載された。それは、この改変の趣旨を「家名の称号たる「氏」を創設し、さらに「婿養子縁組」を認めんとするもの」と説明し、そのうえで「旧慣の家族制度はこれによって真に日本古来の美風たる家を単位とした家族制度に改まるわけで、半島統治上画期的の革新対策として注目される」と評価していた²¹⁾。「日本古来の美風」として正当化しているわけである。氏を創設することは、明治以来の開化によって一等国となった日本の制度である以上、当然文明の家族制度であり、だから「美風」なのだろう。しかし、仮に日本の社会が古来家を単位とするものであったとしても、その家にすべて家名があったわけではない²²⁾。江戸時代の日本の平民には一般に名字はなく、国民全員が名字を名乗る（名乗らねばならない）ようになるのは、明治になってからであった（1875年「平民苗字必称令」）²³⁾。「美風」として賞賛される日本の家族制度は、四民平等の臣民化や徴兵制による国民皆兵という近代国家への再編のため、つまり近代の文明化のために再編成された「伝統」であった。それは、たとえ「美風」であったとしても、「日本古来」ではなかったはずである。

では、改革すべき現在の朝鮮の家族制度は、これは何かというと、中国の制度を模倣したものだと言われた。創氏改名の実施にあたって、1940年2月に朝鮮総督府法務局から出された冊子『氏制度の解説——氏とは何か氏は如何にして定めるか』²⁴⁾には、法務局長宮本元の談による「婿養子、異姓養子及氏制度の制定に就て」という解説がある。その「氏の觀念」の項には、

20) 水野直樹『創氏改名——日本の朝鮮支配の中で』岩波新書、2008年、第1章。

21) 水野直樹、前掲書、40-41頁から再引用。

22) 日本の名前については、本特集の飯島論文も参照。

23) 井戸博史『「家」に探る苗字となまえ』雄山閣出版、1986年。

24) 宮田節子・金英達・梁泰昊『創氏改名』明石書店、1992年に影印収録されている。引用は同書、242-243頁。

(三) 姓は支那の模倣である

今日半島人は尽く姓を称へて居りますが、昔半島人は名のみ有して居つたに過ぎないので、姓はなかつたのであります。姓を称へるやうになりましたのは新羅の末頃でありまして、其の起源を探ねて見ますと、支那の姓を模倣して支那風の姓を称へるやうになつたのであります。この事は諸学者が確実な無数の資料に基いて論証して居る所でありますから、少しも疑ふ余地はありません。

とあり、続いて「茲に其の一つの証拠を示しますと」、として18世紀朝鮮の地理書『沢里誌』を著わした李重煥の言葉が引用されている。だから

総督府によれば、(中略) 朝鮮は「自己を忘れて支那を真似た。今迄の朝鮮人の姓名の殆ど大部分が支那人的なものであり、今回茲に内地人式氏名を名乗ることが許されたことは、旧来の支那的なものに対する一反省」であり、「朝鮮本来のものに立還る第一の道」であることが強調された(緑旗日本文化研究所「氏制度の社会性とその理想精神」40年3月)²⁵⁾

と、この改変は「支那模倣精神の脱却」を意味する画期となることが強調された。その際、脱中国によって「朝鮮本来のものに立還る第一の道」がすなわち日本化だというのは、それが「古来の美風」であるとともに、近代化、文明化にもかなうからだという論理なのだろう。しかし、そこでは「古来の美風」が近代に創造された「伝統」だということは隠蔽されている。

このようなレトリックを弄することによって、日本は、脱中国によって近代の文明化を達成し、それによって中国に代わって中華の盟主の座を奪取しようとしたのであった。その結末について、ここで触れる必要はないだろう。

むすび

中国とその周辺諸民族・諸社会との間につくられていた非対称的な関係においては、それぞれがこの関係のもとで、どのようにして自らの生存を維持し、利益を極大化していくかをめぐって、熾烈なせめぎ合いがなされていた。せめぎ合いによって成立した均衡状態が秩序だったといってもよいだろう。このせ

25) 宮田節子ほか前掲書、35頁。

めぎ合いは、19世紀、東アジアが西洋に由来するグローバルな文明世界に組み込まれて以来、さらに錯綜することになった。

本稿では、そのせめぎ合いの場において、どのような思惑がはたらいているのかを、名づけを手がかりに簡単な整理を試みた。これによって境界をめぐる問題や文明化をめぐる問題について、少し考えを深めることができたように思える。

名づけや名乗りについて注目することで、マーチン・ルーサー・キングや刀安仁という具体的な事例にも遭遇した。普通なら秩序形成における権力構造などと一般化して理解すれば、それで済むはずであるが、こうした特定された個人の事例に遭遇したことによって、個別の場での、個々の事実や個人の内面に即した、細やかな理解にたどりつける回路に出会ったかのようなのである。それは、名前という個性、固有性に関わる視角であればこそその可能性なのかもしれない。どうやら、本特集で掲げた名前に関わるアプローチは、もう少し試行錯誤をしてみる価値がありそうである。

中国語要旨

作为文明化的起名法—中华世界的中心・周边关系

本文是，关于中国与其周民族之间的关系，从起名法的角度来的考察。起名的行为是往往“文明”的名义之下进行的。近代以前的东亚世界里，中国文明就是中华，居于优越的地位。但是19世纪以后，由于西方的近代文明东渐而来，东亚世界的秩序受到变动压力，起名的做法也有些变化。